

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分（国：1週間当たり38時間45分）と定められており、原則毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ8時30分から17時15分までの勤務となります。そのうち、12時00分から13時00分までの間は休憩時間となっています。

(2) 休暇制度の概要・種類等

職員の休暇には、年次有給休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇・組合休暇があります。

(3) 年次有給休暇の取得状況

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの一般職員の年次有給休暇の平均取得日数は13.2日となっています。

(4) 時間外勤務の状況

令和元年度における一般職員の月当たり平均時間外勤務時間は、14.4時間となっています。

なお、四半期ごとの時間外勤務一人当たりの月平均時間の状況は下表のとおりです。

(単位：時間)

年度	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)	年間平均
令和元年度	16.3	15.6	12.3	13.3	14.4
平成30年度	12.5	10.6	13.2	12.2	12.1

※ 管理職員を除く一般職員における平均数（各期の1日時点での人数）